

(別紙) 補助額・補助対象者等

対象事業	事業内容	区 分	補助率・ 上限額	補助対象者
再エネ活用可能性 調査事業 (第1号事業)	再生可能エネルギー源を活用した熱利用事業の実施に必要な設備導入の可能性を調査する事業	熱利用事業	1/2以内 5,000千円	市町村、 民間事業者 (※1)
F I T等発電設備 導入事業 (第2号事業)  (※4) 収益納付型 補助金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定(F I T等認定)を受けて再生可能エネルギー電気を供給する発電事業(太陽光発電によるものを除く。)を実施するために行う次に掲げる事業 ア 発電設備の導入可能性調査及び基本計画作成 イ 発電設備の設置に係る詳細設計 ウ 発電設備設置工事	(1) 発電設備の導入可能性調査・基本計画作成	2/3以内 7,000千円	市町村、 民間事業者 (※2)
		(2) 発電設備の設置に係る詳細設計		
		(3) 発電設備設置工事	ア 小水力発電	4/10以内 120,000千円
イ その他	3/10以内 90,000千円			
地域調和型太陽光 発電設備導入事業 (第3号事業)  (※4) 収益納付型 補助金	太陽光発電設備を設置する事業(地域脱炭素化促進事業として地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第5項の規定により市町村が定める同項2号の促進区域内において行う同法第22条の2第3項の規定による市町村の認定を受けた事業に限る。)	太陽光発電事業	4/10以内 12,000千円	民間事業者 (※2)
地域協議会運営事業 (第4号事業)	再生可能エネルギーの活用によるエネルギー自立地域づくりを目的として設置される協議会の運営事業		2/3以内 1,000千円	市町村、 民間団体等 (※3)
<p>※1 県内に主たる事務所を置く中小企業者(個人事業主含む)、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び知事が特に認める法人</p> <p>※2 県内に主たる事務所を置く中小企業者(法人のみ)、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び知事が特に認める法人</p> <p>※3 市町村に事務局が設置されている又は市町村の職員が責任者となっている等、実質的な市町村の参画を得て活動する団体であると認められるもの</p> <p>※4 第2号事業及び第3号事業は、売電開始後の翌々年度からの一定期間において、補助金の全額に相当する金額を県に納付することを条件として補助金を交付するもの</p>				